

病院などの医療機関で、健康保険証等だけを提示して診察を受け、一部医療費を支払った場合

たとえば・・・

- ◆ 旅行先で急病になり、県外の病院で診察を受けたが、『さいきっ子医療費受給資格者証』が使えなかったため、一部医療費を支払った場合。
- ◆ 市内の〇〇小児科で診察を受けたが、『さいきっ子医療費受給資格者証』を持参していなかったため、一部医療費を支払った場合。



下記の『申請に必要なもの』をそろえて、さいきっ子医療費分の償還（払い戻し）の申請手続きをしてください。（申請窓口：こども福祉課または各振興局市民サービス係）

申請に必要なもの

- ☐ 領収書
- ☐ 振込先の預金通帳（保護者名義）
- ☐ お子さんの健康保険が確認できるもの
- ☐ さいきっ子医療費受給資格者証

※ひとり親家庭等医療費受給資格者の場合は、その証書と印鑑もお持ちください。

佐伯市から支給される分 （さいきっ子医療費助成分）

未就学児童	2割
小・中学生、高校生等	3割

※10割負担している場合、先に保険者へ申請し、「療養費支給決定通知書」も提出してください。

～高 額 療 養 費～

入院などで医療費が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。高額療養費に該当するときは、まず保険者（加入している健康保険）へ申請してください。その後、『高額療養費支給決定通知書』（または限度額認定書）と領収書などを持参して償還払いの手続きをしてください。

【お問い合わせ】

佐伯市役所 こども福祉課

（電話）0972-22-3180